

水争い

干ばつにより水が不足する時には水争いが起こります。解決のため、昔は水利慣行をもとに第三者による仲裁や裁判などが行われましたが、必要な水量が確保されない限り、根本的な解決には至りません。香川県高松市と愛媛県東温市の例では、その後、香川用水農業水利事業や道前道後平野農業水利事業などにより解決が図られることとなります。

■久米池の水争い（香川県高松市）

久米池は寛永年間（1624～1644）に春日村と新田村（高松市春日町・新田町）の水田を養うために築造されました。その後、明和8年（1771）に増築され、下流の東潟元村と西潟元村（高松市屋島西町）が受益地に編入されました。明治10年（1877）夏、西潟元村で田植え水が不足したため、久米池からの配水を要請したところ、春日村と新田村から拒否されました。久米池では、新掛かりの東・西潟元村に対し、水利費は平等に負担させながら、用水は田植え後の補給水しか認めない「足し水の慣行」が続いていました。このため、東・西潟元村は平等配水を要求して裁判所に提訴しました。裁判は第一審、第二審を経て、明治17年に大審院で江戸時代から続く水利慣行を認める最終判決が下りました。〈香川県土地改良事業団体連合会編「香川県土地改良事業団体連合会50年史」2008年など〉



■菖蒲堰の水論（愛媛県東温市）

菖蒲堰には「大落水（おおおちみず）」という水利慣行がありました。これは菖蒲堰の下堰側で用水が不足し、番水制度を実施してもなお満たされない場合に、上堰側の北方村に請求して、分水の一部を受益するというものでした。明治9年（1876）6月30日、干ばつのため下堰側が大落水を請求しましたが、上堰の北方村がその執行を遅らせたため、下堰側の農民数百人が堰に集結して、堰を切り崩しました。双方に負傷者が出た事態を收拾するため、巡査や戸長が仲介に入りましたが解決されず、結局、7月7日に下堰側の樋口・志津川・西岡3ヶ村は愛媛県権令に解決を依頼しました。愛媛県は調査した上で、上堰の北方村と下堰側の3ヶ村に指示を出し、一応の政治的な解決をみましたが、根本的な解決はなされませんでした。〈重信町誌編纂委員会編「重信町誌」1975年など〉

※菖蒲堰では昭和38年に上堰と下堰の統合が行われました。

